

CJRP Discussion Paper Series

「超高齢社会における 紛争経験と司法政策」 プロジェクトの目的と方法

佐藤岩夫

東京大学社会科学研究所

高橋裕

神戸大学法学研究科

飯田高

東京大学社会科学研究所

No.1

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの目的と方法

佐藤岩夫・高橋裕・飯田高

【要旨】

現代の日本において、人びとはいかなるトラブルや紛争に遭遇し、それにどのように対応しているのか、現在急速に進行している高齢化や家族・労働関係の変化などのマクロな社会変動は、人びとが日常生活において経験するトラブルや紛争にいかなる影響を及ぼしているのか、そして、司法制度が提供する法的な助言や支援、紛争解決のシステムははたして適切に機能しているか、これらの点を実証的に解明し、その知見に基づきあるべき司法制度の構築に向けた提言を導くことを目的に、全国の法社会学および社会学の研究者からなるグループは、「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトを実施した。本稿では、このプロジェクトの意義・背景、および、プロジェクトを構成する3つの調査（紛争経験調査・訴訟利用調査・面接調査）の概要を説明する。

1 はじめに

人びとは日常生活においてさまざまなトラブルや紛争に遭遇する。そして、それらのトラブルや紛争に対応するために法的な専門機関・専門家の助言や支援、解決手続の利用が効果的である場合がある。しかし、すべての人びとがそのような法的な助言や支援、解決手続を利用する（利用できる）わけではない。では、人びとは日常生活においてどのようなトラブルや紛争に遭遇し、また、どのような場合に法的な助言や支援、解決手続を利用し（利用でき）、あるいは利用しない（利用できない）のであろうか。人びとが経験するトラブル・紛争の特性や、それに対応するための行動の実態を明らかにし、その結果に基づき、社会の人びとが必要とする法的な助言や支援、解決手続を提供するシステムの構築を目指す研究は、法の社会科学的研究の重要な課題である。本稿では、全国の法社会学および社会学の研究者の共同研究グループが2016年度から2020年度にかけて実施した共同研究である「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの意義・背景・方法の概要をまとめるものである¹。

2 先行研究

人びとの日常生活におけるトラブルや紛争の経験およびそれへの対応行動を実証的に明らかにする研究は、世界的にも活発に行われている。その中でも特に世界的に大きな影響をもった研究として、1980年代に米国のウィスコンシン大学を拠点に実施された「民事訴

¹ 本プロジェクトは科学研究費補助金基盤研究(S)「超高齢社会における紛争経験と司法政策」(2016年度～2020年度、研究代表者：佐藤岩夫、研究課題番号：16H06321)の助成を受けて実施された。

訟研究プロジェクト (Civil Litigation Research Project: CLRP) (以下「CLRP」という.)、および、1996年から1998年にかけてイングランドでH・ゲンらにより実施された「司法へのさまざまな経路 (Paths to Justice)」調査研究プロジェクト (以下「パスズ・トゥ・ジャスティス調査」という.)がある。CLRPは、紛争は社会的に構築されるものであるとの基本的視角から、紛争の発生・展開について、(潜在的な問題→)問題の認知 (naming) →相手方の同定 (blaming) →クレイムの提起 (claiming) →主張の不一致 (紛争 dispute) →再クレイム (reclaiming) →公式・非公式の解決手続の利用とのモデルを提示した。このモデルによれば、相手方に対してクレイムが提起されたことを前提に、相手方がその全部または一部を認めない場合、すなわち、主張の不一致がある場合に「紛争」が発生するとされる (Felstiner et al. 1980-81; Miller & Sarat 1980-81)²。この研究は、紛争研究の領域における調査の方法論的基礎を確立するとともに、紛争という社会現象を理解するための明確な1つの理論枠組を提示した点で学説史上重要な意義がある。

パスズ・トゥ・ジャスティス調査は、CLRPの理論枠組をベースに、司法アクセスの拡充という政策的関心により強い関心を向けて、洗練された調査設計および分析結果を示した (Genn et al. 1999)。とりわけ、「(少なくとも潜在的には) 法的性質を持つ問題 (justiciable event. 以下単に「法的問題」という。)」の概念を提示したこと、および、それへの対応行動として「何らの対応行動も取らない (no advice, no contact, no action: “The lumpers”)」「(専門機関・専門家の助言を受けない) 自主的解決 (handled alone: “The Self-helpers”)」「専門機関・専門家の助言の獲得 (obtaining advice about resolving problems: “The advised”)」の3つの対応戦略を区別し、それぞれへの分岐を規定する要因について精密な分析結果を示したことは、その後の世界各国の研究に大きな刺激を与え、スコットランド、オーストラリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド、台湾等多くの国々で同種の調査が実施されることになった (Pleasance et al. 2013, 橋場 2015)。

日本においても、2003年度より6年間にわたって、全国の多くの法社会学者が参加し、人びとの法律問題やトラブルの経験、それへの対応行動を明らかにする大規模な全国調査 (科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」[領域代表者: 村山眞維教授]。以下「民事紛争全国調査」という。)が実施された。同調査は、①法意識および問題経験・問題処理行動を主な対象とする「紛争行動調査」(村山・松村編 2006, 松村・村山編 2010)、②トラブル経験者の相談行動を主な対象とする「法使用行動調査」(樫村編 2008, 樫村・武士俣編 2010)、③訴訟当事者およびその弁護士代理人の行動を主な対象とする「訴訟行動調査」(フット・太田編 2010)の3つの大規模なサーベイ調査により構成され、これら3つの調査を通じて、法律に関わる問題経験から紛争の発生、弁護士利用、さらには訴訟提起から判決に至る紛争過程全体の実像を実証的データに即して描き出す、包括的な調査研究プロジェクトであった。その成果は、国内外で頻繁に参照されている (Pleasance et al. 2013, OECD/ Open Society Foundations 2019 ほか)。

² CLRPのモデルでは、クレイミングが行われなかった場合には定義上「紛争」とは呼ばれないことになる。杉野 (2010) は、①相手方との接触 (クレイミング) があつた場合の狭義の (CLRP での) 「紛争」と②接触 (クレイミング) はないが主張の食い違いはあつた場合 (CLRP 的には「紛争」になり得ない場合 = 「潜在的紛争」) とを区別し、紛争行動調査 (後述) のデータに基づきそれぞれの分析を行っている。

この民事紛争全国調査（その中核をなす調査の実施は2005年～2006年）からほぼ10年が経過した段階で、全国の法社会学者・社会学者が再び結集して新たに開始したのが「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）である。

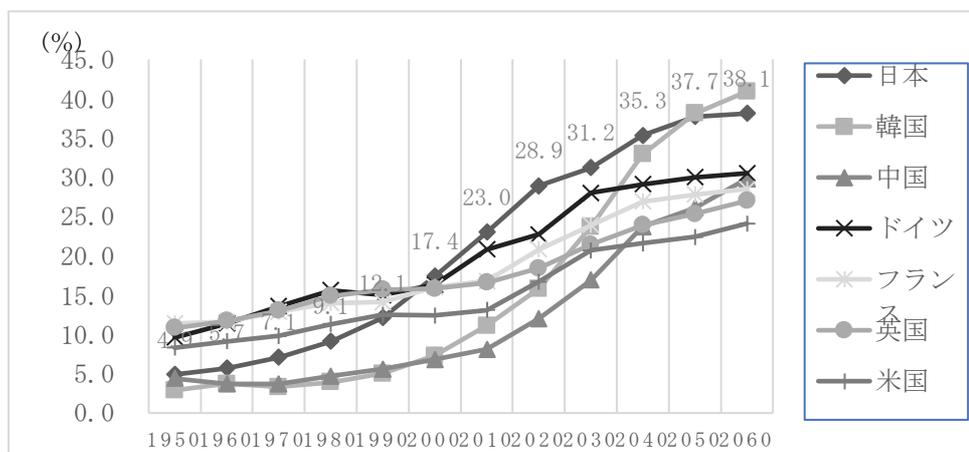
3 「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの目的

本プロジェクトは、次の3つの課題に取り組むことを目的としている。

第1は、後述する2つの大規模サーベイ調査および面接調査の結果に基づき、人びとの日常生活上のトラブルや紛争の経験、それへの対応行動を実証的に明らかにすることである。先に述べたように、この分野での調査研究は世界的な広がりをもって行われ、また、日本でも2005年～2006年の時期に民事紛争全国調査が実施されている。本プロジェクトは、2010年代後半期の日本における人びとの日常生活上のトラブルや紛争の経験およびそれへの対応行動をつぶさに明らかにし、国際比較が可能なデータを獲得するとともに、民事紛争全国調査から10年を経て、この間の変化をフォローアップする意義もある。大規模なサーベイ調査を10年の間隔をおいて再現し、その間の変化を通時的・動的にフォローアップする試みは諸外国においてもあまり例がなく、本プロジェクトは国際的に見ても高い学術的価値を持つ。将来に向けては、10年ごとの継続調査として定着し、法社会学研究の基盤的な研究資源となることも期待している。

第2は、現代日本のマクロな社会変動と人びとの日常生活におけるトラブルや紛争の経験との関わりを解明である。現在、日本社会は大きな変化に見舞われている。長期的に見て最も重要な変化の一つは、いうまでもなく急速な高齢化の進行である。日本の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は2019年10月現在で28.4%に達し（厚生労働省2020）、日本社会は超高齢社会に突入した。日本社会の急速な高齢化とそれに伴う課題の出現は、多くの分野で研究者の関心を刺激し、大規模な社会調査も実施されているが（白波瀬2005、白波瀬2009、白波瀬編2006、東京大学高齢社会総合研究機構編2017）、法的視角から見れば、高齢化の亢進は、高齢者をめぐるトラブルの増大と、それに遭遇した高齢者および家族をいかに支援できるかの課題として登場する。樋口（2015）が指摘するように、「ほとんどの高齢者問題は法律問題でもある」。高齢化の進行とともに、高齢者をめぐって、たとえば、介護、医療、住宅、財産管理、成年後見、消費者取引等さまざまな分野でのトラブルが発生し、それらは今後ますます増加していくことが予想される。そして、それらのトラブルに直面したとき、高齢者や家族は困惑し、不安を感じ、そして助言や支援を得たいと思うこともあるであろう。高齢者の人間としての尊厳を損なうことなく、高齢者をめぐる種々のトラブルに適切に対応し、その合理的解決を実現するための法的支援の仕組みを整えることは、超高齢社会の喫緊の課題の一つである。

図1 世界の高齢化率の推移



(出典) 厚生労働省 (2020 年) 図 1-1-6 の元データから抜粋。

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/csv/z1_1_06.csv

(注) 1. 2020 年以降の数値は推計値。

2. 日本：2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
3. 日本以外：UN, World Population Prospects: The 2019 Revision.

しかし、高齢者をめぐるトラブルの量的増加および質的变化の実態についてはいまだ未説明の点も多い³。この点について、内外の先行調査においては、高齢者は、他の年齢層にくらべて、トラブル経験率や専門機関相談率が低い傾向が確認されている。イギリスのパスズ・トゥ・ジャスティス調査 (Genn et al. 1999)、2003 年オランダ調査 (Velthoven et al. 2004)、2008 年オーストラリア調査 (Coumarelos et al. 2012)、法使用行動調査のいずれの調査においても、65 歳以上の回答では、他の年齢層にくらべて、トラブルの経験率が低くなっている (佐藤 2017c)。また、そのトラブルを解決するために専門の相談機関や専門家の助言や支援を求めた比率 (専門機関相談率) についても、65 歳以上の回答者では、25-64 歳層にくらべて低くなっている (佐藤 2017c)。高齢者のトラブル経験が少ないことについての従来の説明は、主として、ライフステージまたは高齢者の特性に注目するが、ライフステージに注目する議論としては、高齢者は社会参加や活動量が相対的に小さいためにトラブルに遭遇しにくい傾向 (Velthoven et al. 2004)、高齢者の場合、トラブルを引き起こす人生のキー・ライフステージ (たとえば雇用、住宅ローン、子の養育、離婚等) はすでに終わっており、トラブル経験率が低くなる傾向 (AGE Concern 2007)、回答者全体としては消費者問題や金融問題が最も頻繁に報告されるトラブル類型であるところ、高齢者は他の世代にくらべて消費者取引や金融取引に入ることが相対的に少ない傾向 (Coumarelos et al. 2012) などが指摘されている。他方、高齢者の人生経験に着目して、高齢者は、それまでの経験の蓄積から、ある種の出来事については対応が容易であり、それらの出来事がト

³ 日本における貴重な研究として山口 (2020) ほか。

ラブルとして意識されない傾向も指摘されている (Pleasance 2006).

しかし、従来の調査において高齢者のトラブル経験率や専門機関相談率が少ないという結果の一つの原因として、それらの調査の調査設計上のバイアスも考えられる。高齢者は、そのライフステージと関連して、たとえば施設入居、意思決定の補完・代行、終末期医療、遺言、ケアサービスの決定など、高齢者に特徴的な問題やトラブルを経験している可能性があるにもかかわらず、それらの問題やトラブルが調査項目から脱落している可能性である (Ellison et al. 2004; Pleasance 2006; AGE Concern 2007)。従来の調査は、いわば調査自体が「若年・壮年仕様」であるため、高齢者の特徴を捉え損ねていた可能性がある。高齢者のトラブル経験が本当に少ないのかは、なお経験的に開かれた課題というべきであろう (佐藤 2017c)。

日本社会の高齢化が一層亢進しつつある現在、高齢化が人びとのトラブル経験や対応行動にもたらす影響についての信頼できる実証的知見を獲得し、高齢者およびその家族に対する効果的な法的支援のあり方を考えるための政策的示唆を得ることが本プロジェクトのねらいである。世界的に見ても、日本の高齢化の進行は急速であり (上掲・図 1)、日本における調査の知見は、後続する世界各国にとっても貴重な示唆を与えることが期待される。

なお、現在の日本では、高齢化の進行のみならず、家族や労働の在り方も大きく変容している。現代日本のマクロな社会変動が、人びとが日常生活において経験するトラブルや紛争の特性、それへの対応行動に及ぼす影響を解明するとともに、逆に、それら日常生活におけるトラブル・紛争の経験の分析を通じて、日本社会のマクロな変動の特徴を浮き彫りにすることも本プロジェクトの重要な課題である。

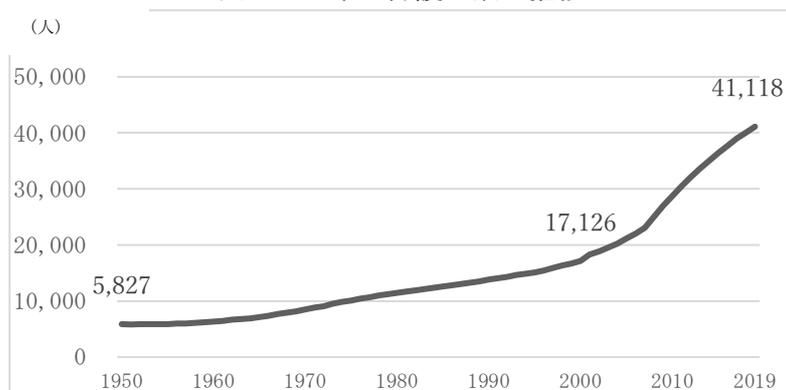
本プロジェクトの課題の第 3 は、司法制度改革の効果の実証的検証である。2001 年に政府が発表した『司法制度改革審議会意見書』の提言を契機として、日本の司法制度も大きな転換期を迎えた。同意見書の内容は多岐にわたり、それに基づき多くの改革が行われたが、なかでも、弁護士数の急激な増加 (図 2)⁴や日本司法支援センター (法テラス) を中核とする総合法律支援制度の創設 (2006 年)⁵、民事訴訟制度の改革 (民事裁判の迅速化)、労働審判制度の創設 (2006 年)⁶などは、「市民にとって利用しやすい司法制度」を実現し、人びとが日常生活において遭遇する様々な問題や紛争の法的解決への道を広げる意義を持ちうるものである。この点、民事紛争全国調査の中核をなす調査が実施された 2005 年～2006 年の時点では、司法制度改革の具体的効果を検証するにはまだ尚早であった。それから 10 年を経て、本プロジェクトでは、様々な分野での司法制度改革の進展が、人びとの法的問題や紛争の経験およびそれへの対応行動にもたらした影響を経験的データに基づき分析し、各種の制度改革の効果を検証することを目指した。

⁴ 弁護士人口の急増期を迎えた現代日本の弁護士の特徴に関する実証的研究として、佐藤・濱野編 (2015) 参照。

⁵ 本文中で前に述べた日本社会の高齢化との関係では、2015 年の総合法律支援法改正によって、民事法律扶助の一環として、高齢者や障害者等「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等」に対する特別の支援制度が追加されたことが重要である (佐藤 2015, 2017a)。

⁶ 労働審判制度の利用者を対象とした調査の結果を分析し、労働審判制度の機能を実証的に明らかにする研究として、菅野和夫他編 (2013) 参照。

図2 日本の弁護士数の推移



(出典) 日本弁護士連合会『弁護士白書 2019年版』。

4 「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの全体像

これらの目的を実現するため、本プロジェクトでは、表1に示す一連の調査を実施した。

本プロジェクトでは、プロジェクトの中心をなすサーベイ調査として、人びとの日常生活における紛争経験およびそれへの対応行動を明らかにする「紛争経験調査」、および、裁判所手続の利用経験を対象とする「訴訟利用調査」の2つを実施した。紛争経験調査は、10年前に実施された民事紛争全国調査のうちの紛争行動調査および法使用行動調査を継承・統合するものであり、訴訟利用調査は10年前の訴訟行動調査に対応するものである(詳しくは後述する)。

その上で、本プロジェクトでは、サーベイ調査のみでは明らかにしえない、トラブルや紛争、あるいは各種の相談機関や専門家、司法制度の役割について具体的かつ詳細な情報を獲得する目的で、面接調査を実施した。従来の研究においては、サーベイ調査を通じて人びとのトラブル・紛争経験および訴訟利用経験に関する信頼できる量的データが収集され多くの興味深い知見と理論的展開が見られる一方、人々が自らの経験をどのように意味づけ、その意味づけがどのように後の行動や諸制度の評価に結びついているのかといった定性的研究の成果も多く生み出されてきたが(後出注 37 参照)、この両者をどのように架橋するかの議論は必ずしも十分ではなかった。本プロジェクトにおいては、その点の反省を踏まえ、定量的研究と定性的研究を統合して実施し、それぞれの知見を統合することを試みた。具体的には、紛争経験調査・訴訟利用調査と面接調査とは、①主として面接調査を担当するメンバーも、先行して実施された紛争経験調査・訴訟利用調査の企画・実施に参画し、調査プロジェクト全体の問題意識の共有が図られたこと、②面接調査の対象者は紛争経験調査・訴訟利用調査の協力者の中から選定されたこと(その基準・手続は後述(4)参照)、さらに、③面接調査の実施に際しては紛争経験調査・訴訟利用調査の回答内容を踏まえた上で調査が行われたことなど、調査の関心・対象・方法の点で、紛争経験調査・訴訟利用調査と面接調査との有機的統合が図られている。定量的研究と定性的研究とを統合した混合研究方法によって、人びとの日常生活におけるトラブルや紛争の経験、その意味づ

け、対応行動の全体像を立体的に描き出すことは、本プロジェクトの重要な特徴である。

第3に、基幹となるサーベイ調査（紛争経験調査・訴訟利用調査）を補完する目的で、適宜関連調査（「法意識調査」「インターネット調査」「一般人調査」）を実施した。

以下では、本プロジェクトの基幹をなす紛争経験調査・訴訟利用調査・面接調査の3つについて、さらに掘り下げて、各調査の概要および特徴を説明する。

表1 本プロジェクトで実施した調査の一覧

略称（仮）	調査の概要（仮）
紛争経験調査	調査名「暮らしのなかの困りごとに関する全国調査」。2017年11月～同年12月実施。調査対象は、全国に居住する満20歳以上の男女12,000人（住民基本台帳から層化二段無作為抽出法により抽出）。調査方法は郵送法を採用した上で、回収率向上のため、回答は郵送による返送およびウェブ回答を併用する方式。回収数4,732票、回収率39.4%。詳しくは、紛争経験調査班（2021）参照。
法意識調査	調査名「暮らしと法律に関する意識調査」。紛争経験調査の関連調査として、2018年3月に、超高齢社会に必要な法制度（成年後見制度等）等に関する一般人の意識を明らかにする調査を実施。電話調査法（RDD）により、満20歳以上の個人800人から回答。
訴訟利用調査	下記の訴訟記録調査および訴訟利用調査の総称。
訴訟記録調査	2017年3月～9月、全国の地方裁判所で民事通常訴訟事件記録の調査を実施。1,501件分の民事訴訟の概要および結果、期日の回数、当事者・代理人に関する情報などを収集。
訴訟当事者・代理人調査	調査名「司法についての意識調査」および「弁護士の先生方へのアンケート調査」。2017年12月～2018年2月、上記訴訟記録調査で対象となった民事訴訟事件の当事者（原告・被告双方）・代理人（原告側代理人・被告側代理人双方）のうち、協力拒否の意思を示さなかった当事者1,852人、代理人2,154人に対して実施。調査方法は郵送法を採用した上で、回収率向上のため、回答は郵送による返送およびウェブ回答を併用する方式。回収数は当事者464人（回収率25.1%）、代理人284人（回収率13.2%）。 ※回収率は、調査票発送数を分母として計算した数値である。
インターネットモニター調査	調査名「司法についての意識調査」。2018年3月、上記訴訟当事者調査のサンプルの代表性を検証する目的で、当事者調査と同じ内容の調査をインターネットで実施。社会調査モニターとして登録されている民事訴訟経験者250人から回答を得た。
一般人調査	調査名「司法に関する意識調査」。2018年3月、訴訟や法制度に関する一般の人びとの意識を明らかにするため、訴訟当事者調査とは異なる質問項目を用いた調査をインターネットで実施。社会調査モニターとして登録されている満20歳以上の個人3,408人（目標数

	は3,250人)から回答を得たほか、一般人と民事訴訟経験者の意識を比較する目的で民事訴訟経験者250人からも回答を得た。
面接調査	紛争経験調査の回答者4,732名および訴訟利用調査の回答者(自然人のみ、原告・被告双方を含む。代理人は含まない)464名のうち、面接調査への応諾意思を示した者(前者について218名、後者について77名)から、事案の性質・対象者の年齢・居住地域等に応じてさしあたり59名を抽出し、2018年10月から2019年10月の期間に、最終的に34名に対して面接調査を実施。

(2) 紛争経験調査の概要と特徴

(a) 概要

紛争経験調査は、現代日本社会において、人びとが日常生活のなかでどのようなトラブルや紛争を経験し、そのトラブルや紛争に対応するためにどのような行動を行っているのかを明らかにすることを目的として、2017年11月から同年12月に実施された⁷。調査対象は全国に居住する満20歳以上の個人12,000人(住民基本台帳から層化二段無作為抽出法により抽出)である。調査票は郵送で送付し、回収率向上のため、回答は郵送による返送およびウェブ回答を併用する方式をとった。回収票は4,732票、回収率は39.4%(無効票39票を除いた有効回答率は39.1%)であった。

調査票では、1)最初に、「最近5年間にあなたやあなたのご家族(配偶者・パートナー・子ども・親・兄弟姉妹)が経験した『トラブルや納得できないこと』」を経験したことがあるかどうかを、調査票に掲げたトラブルカテゴリーのリスト(14分類56項目および「その他」)から多重回答形式で選択してもらい⁸、2)次いで、その中から「もっとも重大だったトラブルや納得できないこと(以下「重大トラブル」という)」を1つだけ特定してもらい、その重大トラブルについて、①トラブルの特性や認知経路、当事者が主観的に認知した問題状況、②トラブルを解決するために当事者がとった行動、たとえば、家族や友人・知人など身近な人びとへの相談の有無、各種の専門の相談機関や専門家への相談の有無および利用した機関・専門家の評価、③トラブルの終結状況やそれについての評価・満足、④トラブルの解決に要したコスト等を尋ねる一方、3)回答者(およびトラブルの主な当事者が家族の場合はその家族)の属性を詳しく質問した。

(b) 特徴

紛争経験調査は、現代日本社会において人びとが日常生活で経験するトラブルや紛争の特性、それに対応する行動の実態を明らかにするという調査目的を達成するため、トラブルの認知、相手方との接触、紛争への発展、当事者によるそれらへの対応行動を経て解決に至る、トラブルや紛争の全過程を対象とすることとした。そのため、10年前に実施された民事紛争全国調査では紛争行動調査および法使用行動調査に分かれていた設問を適宜統

⁷ 紛争経験調査の詳細は、紛争経験調査班(2021)参照。

⁸ ただし、調査実施後のデータクリーニングにより16のトラブルのカテゴリーが新設され、紛争経験調査におけるトラブルのカテゴリーは合計73となった(紛争経験調査班2021)。

合し、1つの調査として行った⁹。

具体的な調査設計に際しては、米国のCLRPおよびイギリスのパスズ・トゥ・ジャスティス調査、さらに民事紛争全国調査における紛争行動調査および法使用行動調査を参考にしつつ、いくつかの点で新規の工夫も加えた。紛争経験調査の特徴としては以下の点がある。

①「トラブルや納得できないこと」

紛争経験調査が最初に把握すべき事象は、その後に紛争に展開する場合にその基盤となり、あるいは、紛争に発展するかどうかを問わず、当事者の情報探索行動や相談行動、弁護士利用、裁判所利用等の行動を導く基盤となるような社会的出来事である。パスズ・トゥ・ジャスティス調査においては、これを“justiciable event（法的問題）”の概念で把握している。この概念は、「法的争点（legal issues）を引き起こすような、個人に経験された出来事であって、回答者によってそれが法的と認識されるか否か、また、それに対処するため回答者によって民事司法システムの一部の利用を含む何らかの行動がとられるか否かは問わないもの」との説明が与えられている（Genn et al. 1999, p.12）¹⁰。また、紛争行動調査では、調査で把握すべき対象を「回答者自身が、誰かとの間で経験した『問題』」と表現している。ここでは、「法律に関する問題の経験を尋ねて」おり、法律に関連する問題（法律問題）とは「経費の問題等を一切無視すれば、法理上『民事裁判によって救済可能な問題』」を指すものとされている（村山2010）。

他方、法使用行動調査では、「トラブルや納得できないこと」の概念が用いられた。これによって、紛争経験調査が捉えようとした出来事の範囲は、欧米の先行研究における“justiciable event”や紛争行動調査における「問題」をカバーしつつも、軽微性・多様性の点で、それよりももう少し広範囲な問題を捉えるものとなった。その理由は「相談行動を引き起こすに足りるほどの、多様性と軽微性をもつ出来事を包摂するため」（樫村2010: 21）と説明される。

今回の紛争経験調査では、調査の対象となる社会的出来事をとらえるため、法使用行動調査に準拠し、「トラブルや納得できないこと」の表現を採用した。これは、この用語が、その後に紛争に展開したり、あるいは、当事者の情報探索行動や相談行動、弁護士利用、裁判所利用等の行動を導く基盤となる可能性のある事態を取りこぼすことなく捉える上で有効であると考えたためである¹¹。

⁹ 以下に述べることを含め、紛争行動調査・法使用行動調査と紛争経験調査の調査項目、質問文の表現等の異同については、紛争経験調査班（2021）所収の「新旧調査対照表」を参照。

¹⁰ なお、同調査では、そのうち「些末でない（non-trivial）」もののみが対象とされている（Genn et al. 1999: 13）。

¹¹ 松村および村山は、紛争行動調査の意義を次のように説明している。すなわち、「裁判に至る紛争は氷山の一角であり、海面下に膨大な量の紛争が存在している。この海面下の氷山の様子が全体としてどのようなになっているのかを明らかにするのが、[紛争]行動調査の目的であった」（松村・村山編 2010: vi）。紛争経験調査が「トラブルや納得できないこと」という幅広い概念で調査の出発点となる社会的出来事を捉えようとしたことは、この「水面下の氷山」の様子を、さらに射程を幅広く取って深層にまで捉えようとするねらいであると言える。ただし、紛争経験調査において「トラブルや納得できないこと」として回答されていても、データクリーニングで、一定の基準に基づき、本調査の対象たる「トラブルや納得できないこと」とはいえないケースを除外する作業を行っており（紛争経験調査班 2021）、「トラブルや納得できないこと」の外延が無制限に拡大しているわけではない。

②回答者の家族が経験したトラブル

紛争経験調査においては、「最近5年間にあなたやあなたのご家族(配偶者・パートナー・子ども・親・兄弟姉妹)が経験した『トラブルや納得できないこと』」の経験の有無を尋ねている。回答者自身が経験したトラブルのみならず、回答者の家族が経験したトラブルも対象としている点は、紛争経験調査(および先行する法使用行動調査)の重要な特徴である。

調査対象を回答者自身のトラブルに限定するかどうかの点は、先行調査においても方針が分かれている。パスズ・トゥ・ジャスティス調査においては、回答者が経験した問題のほか、回答者のパートナーが経験した問題も対象としている(Genn et al. 1999)。法使用行動調査は、回答者自身のほか、回答者の「家計を同じくする家族(配偶者・子ども・親・兄弟姉妹)」に起きたトラブルも対象に加えている¹²。他方、紛争行動調査は、回答者個人が経験した問題に限定している。これは、紛争行動調査では、独立変数群として回答者個人の意識・態度を重要な調査対象としたことによる自覚的な選択である(村山 2010: 96, 脚注 5)。

紛争経験調査では、回答者の経験したトラブルのみならず、回答者の家族が経験したトラブルも対象とした。この点は法使用行動調査と同様であるが、ただし、いくつかの重要な点で紛争経験調査独自の修正を加えた。第1は、紛争経験調査では、法使用行動調査にあった「家計を同じくする」との限定は廃止した。これは家計同一性の判断が実際には困難であることのほか、超高齢社会におけるトラブル・紛争経験やそれへの対応行動の解明という今回のプロジェクトの目的に照らして、例えば年金生活をしている(家計は別である)親のトラブルや紛争は対象に含めてよいと考えたためである。

第2は、法使用行動調査においては、調査票の設計上、当該トラブルが主として回答者自身によって経験されたトラブルなのかそれとも回答者の家族によって経験されたトラブルなのかを区別することができなかったが、紛争経験調査では、そのトラブル(重大トラブル)の「主な当事者」が誰であるかを聞く質問を置くことによって、回答者自身が経験したトラブルなのか、それとも家族が経験したトラブルなのかを明確に識別できる構造とした。そして、主な当事者が回答者自身であるかそれとも家族であるかによって、それぞれの属性や状況を区別して質問することとした¹³。これによって分析者は、トラブルの主な当事者の違いやそれぞれの属性に注目してより精細な分析を行うことが可能となった。

③高齢社会に特有のトラブルの種類や相談機関

既に述べたように、従来の調査が「若年・壮年仕様」であり、高齢者やその家族が遭遇

¹² 高橋(2010)は、法使用行動調査のこのような調査設計を活かした分析を行い、先行するトラブル・紛争調査が「トラブル・紛争とは個人(ないしその系としての組織・集団)を単位としては発生・対応がなされ・集結するものである」という前提(トラブル・紛争の「個人主義的」な理解・把握)であったことの問題性を指摘し、「家族をめぐるトラブルというのは、個人単位で発生するというよりは、家族を一つの単位(ユニット)として発生するものではないか。…<トラブルを所有し、それに対応するのは、一人ひとりの家族構成員ではなく、家族そのものである。>」とする「トラブルの集合的把握」の可能性を提案している。

¹³ なお、先行調査では回答時の回答者の属性を質問するのが一般的であるが、トラブルの当事者の行動の規定要因として重要であるのはトラブル経験時の属性であるため、トラブル経験時の属性を質問することをした点も、紛争経験調査の重要な工夫である。

するトラブルやそれに対応するために利用する相談機関・専門家を捉え損ねている可能性への反省から、紛争経験調査においては、高齢者自身や、高齢者をめぐってその家族が遭遇するトラブルとそれへの対応行動をより正確に測定できるよう、調査票の内容に種々の工夫を加えることにした。具体的には、トラブルのリストに、消費者契約や金銭貸借、住宅の購入や賃貸借、雇用、交通事故、近隣関係、家族などをめぐる一般的なトラブルのカテゴリーのほか、「高齢者の介護・扶養」「高齢者の財産管理、成年後見」「高齢者の資産運用」「老人ホームなど介護施設への入居やその後の生活」「デイサービスやその他の介護サービスの利用」「空き家となっている実家の管理」「お墓の購入・管理や葬儀・法要」「高齢者の車の運転や運転免許更新」「オレオレ詐欺や振り込め詐欺」「高額商品の訪問販売や不要なリフォームの勧誘」「高齢者への暴力や高齢者からの暴力」といった高齢者をめぐって特徴的なトラブルのカテゴリーを加えた。また、専門的な相談機関・専門家のリストについても、自治体や警察、消費生活センター、弁護士、司法書士、保険会社、金融機関、学校、病院など、一般的な相談機関・専門家のほか、「民生委員」「社会福祉協議会」「地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）」「福祉（介護）施設」「ケアマネジャー」「成年後見人・保佐人・補助人」といった高齢者のトラブルをめぐって特徴的な相談機関・専門家を加えた（紛争経験調査班 2021）。このほか、高齢者をめぐるトラブルの特徴は、本人が自ら問題に気づきにくいという点にもあることから（佐藤 2017b）、トラブルの認知経路に関する調査項目を充実させるなどの工夫も行った。

④法意識質問

紛争行動調査および法使用行動調査に含まれていた法意識に関する質問は、紛争経験調査では割愛した。調査票のスペースが限られていること、回答者の負担の軽減の観点のほか、分析において必要であるのはトラブル経験時の法意識であるところ、法意識について回顧的に質問することの有効性に疑問が呈されたことによる。

⑤郵送調査法への変更

最後に、10年前の紛争行動調査・法使用行動調査と紛争経験調査が異なる特徴として、調査方法を、個別面接法から郵送法（およびウェブ回答の併用）に変更したことがある。10年前の紛争行動調査および法使用行動調査はともに調査員面接法を採用していたところ、それらの調査の経験を踏まえた課題として、i) トラブルや紛争の経験という機微な個人情報扱う調査にとって調査員面接法が適格的であるかどうか、具体的には調査員を意識したトラブルや紛争の経験の報告が過少になっている可能性はないか¹⁴、ii) 若年単身者のライフスタイルやオートロック付きマンションの増加等により調査対象者との接触困難化（紛争行動調査・法使用行動調査における若年対象者の回収率の顕著な低さ）が生じているのではないかと確認された。この点、郵送調査法であれば、調査対象者に確実に調査票を届けることができ、また、個人のトラブルや紛争の経験について率直な回答を得るメリットがあると考えられた。調査方法を郵送調査にするかどうかを最終的に決定するため、小規模のサンプルでの予備調査を実施したところ、謝礼を調査票に同封したグループについては、紛争行動調査（49.6%）および法使用行動調査（48.5%）と遜色のない回収率（52.5%）

¹⁴ たとえば、村山（2010b: 98）は、特に離婚、相続などの家族・親族問題や多重債務などの問題は、調査委員に対して直接話すことを回答者が躊躇する可能性を指摘する。

が確保されたため、この結果を踏まえ、紛争経験調査では、面接調査法で実施することを決定した。ただし、調査の結果は、回収率 39.4%で当初の想定よりは低い結果であった¹⁵。他方、回収標本の年齢構成は、所期の目的の通り、若年層・高齢層を含め母集団からの偏りが少ないバランスのとれた構成となり、また、郵送調査法を取った場合に回答者中のトラブル経験者の比率が顕著に高く、自由回答の記述も詳細である等、トラブルや紛争の経験についての回答者の率直な回答を引き出す効果があった（紛争経験調査班 2021）。

（3）訴訟利用調査の概要と特徴

（a）概要

訴訟利用調査は、民事訴訟の当事者および代理人弁護士が訴訟過程のなかでどのような経験をしているか、訴訟が紛争解決においていかなる役割を果たしているか、さらに訴訟の役割が社会状況の変化（特に超高齢化）とともにどう変わってきているかを明らかにすることを目的として実施された。

訴訟利用調査は下記A～Dの4種類の調査から構成されているが、根幹をなすのはBの「訴訟当事者・代理人調査」である。

A. 訴訟記録調査

訴訟記録調査は、訴訟当事者・代理人調査の対象者や事件の内容に関する情報を得ることを目的として、2017年3月から9月の間に行われた。調査の対象になったのは、全国の地方裁判所（本庁）における民事通常訴訟（第一審）の事件記録 1,501 件である。これらは、2014年1月1日から同年12月31日の間に終局した事件からランダム・サンプリングによって抽出されたものである¹⁶。

研究メンバーが手分けして50か所の地方裁判所で事件記録を直接閲覧した¹⁷。膨大な事件記録のうち、主に閲覧したのは、表紙、訴状、期日調書、判決正本、和解調書である。研究メンバーは、専用のソフトウェアを用いて次の情報を収集した。①第一審の終局日、②第一審の結果、③反訴・併合・分離の有無、④事件の標目、⑤期日の回数、⑥訴状の内容、⑦事件と結果の概要、⑧控訴・上告の有無および結果、⑨当事者と代理人に関する情報（当事者については、原告と被告の氏名・住所、自然人・法人の別を記録し、代理人については、氏名・住所と「主たる代理人」であったかどうかを記録した）。

¹⁵ 予備調査では謝礼（1,000円のクオカード）を調査票に同封したグループと、調査票が返送された場合に謝礼（同額）を後送するグループの2つに分けて実施し、それぞれの回収率は52.5%、30.7%であった。本調査（紛争経験調査）では、調査予算の点から、謝礼については、500円のクオカードを調査票に同封し、調査協力者に対してはさらに500円のクオカードを後送する方法を取った。他方、本調査では、調査への関心を高めるためリーフレットを調査票に同封し、回答方法についても、記入済みの調査票を郵送で返送する方法に加えてウェブ回答を併用する等、回収率を高める一層の工夫を行い（紛争経験調査班 2021）、これによって予備調査の謝礼同封グループに近い回収率を確保できるものと考えた。結果として紛争経験調査の回収率が予備調査よりも10ポイント以上低くなった原因については今後さらに精査を要する。

¹⁶ 地裁ごとの事件番号リストをもとに、乱数を使って抽出した。調査方法の詳細については、飯田（2020b）参照。

¹⁷ 一部の大規模地裁については、大学院生の助力を得た。また、訴訟記録調査をはじめとする一連の訴訟利用調査は、最高裁判所および各地方裁判所の協力なくしては実現しえないものであった。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

B. 訴訟当事者・代理人調査

2017年12月から2018年2月にかけて、上記の訴訟記録調査で対象となった事件の原告・被告および代理人（原告側・被告側の双方）に対して質問票調査を行った。当事者については自然人に限定し、代理人については「主たる代理人」ではなかったことが明確な場合は除外した。さらに対象者から海外在住者や死亡者などを除いた上で、当事者2,939人（原告1,454人、被告1,485人）、代理人2,876人（原告側1,781人、被告側1,095人）に対して事前挨拶状を送付した。そのうち、郵便物が送達され、かつ、調査への協力を拒否しなかったのは当事者1,852人（原告985人、被告867人）、代理人2,154人（原告側1,328人、被告側826人）であった。

紛争経験調査と同じく、調査票は郵送で送付し、回答は郵送による返送とウェブ回答を併用する方式をとった。当事者向けの調査票は全部で4種類あり、「代理人付原告」用、「代理人付被告」用、「本人訴訟原告」用、「本人訴訟被告」用に分かれている。代理人向けの調査票は「原告側代理人」用と「被告側代理人」用の2種類である。

回収された有効票は、当事者については464票（代理人付原告245票、代理人付被告95票、本人訴訟原告34票、本人訴訟被告90票）¹⁸、代理人については284票（原告側代理人173票、被告側代理人111票）であった。調査票発送対象者数を分母とした回収率は、当事者25.1%（代理人付原告27.5%、代理人付被告21.7%、本人訴訟原告38.6%、本人訴訟被告20.5%）、代理人13.2%（原告側代理人13.0%、被告側代理人13.4%）となっている¹⁹。

当事者向けの調査票では、訴訟に期待したこと、裁判や弁護士へのアクセス、訴訟における弁護士と当事者の役割分担、訴訟係属中の経験、結果（判決や和解）の評価、手続や裁判官に対する評価、弁護士に対する評価などを尋ねている²⁰。本人訴訟当事者向けの調査票では弁護士に関する質問の大部分が除かれている。他方、代理人向けの調査票では、事件を引き受けた理由、依頼された時点での見通し、依頼者や代理人自身が考慮していたこと、結果の評価、手続や裁判官に対する評価などについて質問している。

C. インターネットモニター調査

2018年3月、上記の当事者調査におけるサンプルの代表性を検証することを主目的として、インターネット調査を追加で実施した。対象者は、社会調査モニターとして登録されている民事訴訟経験者250人である²¹。調査にあたっては（B）の当事者向け調査票のウエ

¹⁸ 本人訴訟原告が代理人付原告の調査票で回答したケースが2件あり、それを修正した数字である。

¹⁹ 訴訟利用調査の回収率を計算する方法は、他にも複数ありうる。たとえば、事前挨拶状の対象者を分母とする方法や、応諾者を分母とする方法である。前者の方法では、分母に本来の対象者でない人たち（実質的に裁判に関わっていない人や亡くなった人など）も含まれることになる。一方、後者の方法は、今回の調査では拒否の意思だけを示してもらう方式を選択したため採用できなかった。通常の社会調査における回収率のイメージに最も近いのは、調査票発送対象者を分母とする本文の方法ではないかと考えている。

²⁰ 和解で終了した場合は、和解を決めた理由や交渉の経過についても尋ねた。なお、本人訴訟当事者向けの調査票では、弁護士に関する質問の大部分が除かれている。

²¹ 「地方裁判所」で「民事裁判」を「原告または被告として」経験したことのある人という条件でスクリーニングを行い、条件をすべて満たした人を対象とした。裁判を経験した時期は不

ップ版を用いている。対象となった 250 人の内訳は、代理人付原告 100 人、代理人付被告 50 人、本人訴訟原告 50 人、本人訴訟被告 50 人である。

D. 一般人調査

2018 年 3 月、訴訟や法制度に関する一般の人びとの意識を明らかにすることを目的として、訴訟利用調査とは異なる質問項目を用いたインターネット調査を実施し、社会調査モニターとして登録されている満 20 歳以上の個人 3,250 名から回答を得た。それに加えて、一般人と民事訴訟経験者の意識を比較するために、民事訴訟経験者 250 人からも回答を得ている。

調査票は、民事裁判や裁判所に対するイメージに関する質問、自分が裁判制度を利用する場合に考慮する事項を尋ねる質問、裁判や弁護士に対する期待についての質問、成年後見制度に関する質問などから構成されているほか、不法行為や高齢者の財産をめぐるトラブルを題材としたシナリオ実験も含まれている。

(b) 特徴

訴訟利用調査のメイン部分である訴訟当事者・代理人調査の特徴は、以下の点にある。

①訴訟行動調査からの連続性

民事紛争全国調査における訴訟行動調査の質問項目を基本的には受け継いでおり、10 年前との比較が容易になるように設計されている²²。訴訟行動調査で必ずしも効果的とは言えなかった質問項目は見直しつつ、汎用性の高い主要な項目をなるべく残してある。この 10 年の間に、手続法上のみならず実体法上のルール、訴訟以外の紛争解決制度、法曹人口など、民事裁判を取り巻くさまざまな要素が大きく変化しており、訴訟当事者・代理人の意識や行動も変容している可能性がある²³。その変容の有無および程度を明らかにするための基盤を作る意味で、このような調査票の設計は有益であろう。

②超高齢社会に関連する質問

その一方で、超高齢社会における民事訴訟のあり方を検討するための質問を付加した。具体的には、高齢者の介護・扶養、高齢者の財産管理、空き家管理、振り込め詐欺、高齢者への高額商品の訪問販売など、高齢化に伴う事件を抽出できるようにした。さらに、高齢者が裁判を利用する際にどのような困難を感じているか（または困難を感じると予想されるか）を尋ねる質問を設けている。訴訟を経験した当事者だけでなく代理人弁護士や一般人にも同様の質問を行っており、当事者以外の視点からも政策的含意を引き出せるようにしている。

③インターネット調査の併用

プライバシーや個人情報に対する配慮がますます強く要請されるようになってきたことも、この 10 年の変化のひとつである。民事訴訟の件数は以前と比べて増加しているとはい

問としている。

²² もっとも、訴訟から調査実施までの間隔は訴訟行動調査と異なっている。訴訟行動調査では第一審の終局からおよそ 2 年後に調査が行われたが、今回の訴訟利用調査では約 3 年後に調査が行われたことになる。終局から調査までの間隔を揃えて 2015 年終局事件を対象とするという案もあったが、検討の結果、訴訟の終局年を 10 年間隔とすることとした。

²³ 2004 年から 2014 年の間に、たとえば労働審判制度が創設され、弁護士・司法書士・行政書士の人口は増加し、そして過払金返還請求訴訟の急増などの現象が生じている。

え、訴訟を経験したという事実を他人に知られるのはおそらく快いものではない。また、訴訟自体も大抵の人にとって良い思い出ではないであろう。調査を実施するにあたっては回答者に不快な思いをさせないよう細心の注意を払う必要があることは言うまでもない。だが、十分に注意してもなお訴訟当事者を対象とする調査は難しく、将来はより困難さが増すと予測される。

今回の調査では部分的にインターネット調査を採り入れており、この点は前回の訴訟行動調査と異なる。ウェブ回答を可能にすると同時に、社会調査モニターを対象とした調査も実施した²⁴。もしインターネット調査で信頼性のある回答が得られるのであれば、プライバシーや個人情報の問題を緩和ないし解消させることができるだろう。今回の調査は、将来の調査方法の選択肢を増やすための布石としての役割を果たすはずである。

④民事訴訟利用者調査との違い

民事訴訟の当事者を対象とした他の重要な調査として、「民事訴訟利用者調査」（民事訴訟制度研究会編 2007, 2012, 2018）がある。民事訴訟利用者調査と比較すると、本プロジェクトの調査にはいくつかの特色がある。まず調査対象については、民事訴訟利用者調査が1事件につき1当事者を対象としているのに対して、本調査は原告・被告の両方（ただし自然人に限定）および代理人も対象に含めている。言い換えると、民事訴訟利用者調査は事件単位のサンプリング、本調査は個人単位のサンプリングとなっている。そして、民事訴訟利用者調査が当事者による訴訟制度の評価に特に着目するのに対し、本調査は訴訟当事者・代理人の主観的認識や個人の経験に着目している、という点にも違いがある。これらの違いは、調査の目的から来るものである。すなわち、本調査は、訴訟制度の評価に加えて、問題経験から訴訟に至るまでの過程、ひいてはその人のライフストーリーのなかで訴訟がどのように位置づけられているかを解明することを目指しているため、個人（自然人）の意識と経験を重点的に尋ねることに適したデザインとなっている²⁵。

（４）面接調査の概要と特徴

（a）概要

面接調査は、紛争経験調査と訴訟利用調査の協力者のなかから、一定の条件を満たす個人を対象として、比較的長時間に亘る面接を実施することを通じて行われた。目的は大きく3つあり、1つは、それぞれの調査において実施された調査票調査で得られた回答内容の詳細を補充すること、もう1つは、面接調査固有の方法論を伴う質疑応答を行うことによって、調査票調査のみによっては得られない知見を獲得すること、そして最後の1つは、定量的研究と定性的研究との統合に向けて調査方法論上の新たな視座を獲得すること、である。

面接調査の対象者は次のようにして選ばれた。紛争経験調査と訴訟利用調査それぞれの調査票調査においては、それぞれの調査票²⁶の末尾において、研究グループのメンバーが調

²⁴ ウェブ回答は特に代理人調査で有効であり、回収調査票の約3分の1（33%）がウェブ経由であった（当事者調査では13%がウェブ回答）。

²⁵ 民事訴訟利用者調査とのより詳しい比較については、飯田（2020a）を参照。

²⁶ ただし、訴訟利用調査における代理人調査を除く。代理人については、原告側・被告側いずれについても面接調査を行う予定が当初よりなかったため、この設問は含めていない。

査協力者に直接会ってさらに詳しく話を聞くことの可否について尋ねる設問が設けられており、その設問に対して可と回答した協力者が、第一次的な母集団となった（以下、「面接第一次応諾者」と記す）。そのうえで、面接調査の対象者を具体的に選定するにあたっては、慎重を期して、面接第一次応諾者に対し郵便で、(a)改めて面接調査への協力意向の有無を尋ねるとともに、(b)協力の意向を示した協力者には調査票への回答を本プロジェクトの研究メンバーが参照することへの同意を得られるか、を尋ねることとした²⁷。これら(a)(b)の両方について同意の応答を葉書の返送を通じて示した協力者（以下、「面接第二次応諾者」と記す）を、面接調査の対象者を選ぶうえでの直接の母集団とした。面接調査への協力意向の再確認作業は2018年10月から11月にかけて実施され、その結果として得られた面接第二次応諾者の人数²⁸は、紛争経験調査への回答者（面接第一次応諾者は538名）中では218名、訴訟利用調査への回答者（面接第一次応諾者が120名²⁹）中では77名³⁰であった。

続いて、面接第二次応諾者計295名から、紛争の内容・調査票への回答内容・居住地域等の要素を考慮しながら、本プロジェクトの各メンバーの問題関心も踏まえつつ、面接調査依頼を行うケースの絞込みをした。この過程で、調査票への回答からはトラブルの概要が明らかでないケース、回答者が調査対象者としての適格性を備えているかについて疑義があるケース、相対的に深刻でないと思われるケースなどを面接調査の対象から除外するとともに、本プロジェクトの趣旨に照らして、高齢社会に特有と考えられるケースは積極的に候補に含めるようにした。その結果として面接調査の依頼を行うこととなったのは、紛争経験調査の対象者が38名、訴訟利用調査の対象者が21名³¹で、そのうち65歳以上（調査票調査回答時）であったのは22名である。

続いて、これら59名に対する面接調査実施の依頼を、2019年春と2019年夏の二度に分けて行った。この過程で、面接調査の対象として不適切と考えられることになったケース、対象者が面接調査への同意を撤回したケース、対象者へのコンタクトが取れなかったケース、日程調整ができなかったケースなどが生じたため、実際に面接調査を実施するにまで至ったのは34ケースであった。その内訳は、紛争経験調査の対象ケースが22（うち、調査対象者が65歳以上であったのは5ケース）、訴訟利用調査の対象ケースが12（うち、調査対象者が65歳以上は6ケース）³²である。面接調査の実査は、2019年3月から10月にかけて

²⁷ (b)の点についての確認をとったのは、紛争経験調査・訴訟利用調査いずれについても、調査票の設問への回答を参照・分析できるのは第一次的には各調査自体のためであって、それら回答を面接調査の実施のために参照・利用できることは当然ではないと考えられたこと、しかしまた、面接調査を円滑に進めるためには、協力者の調査票調査への回答内容を、面接実施担当の研究者が事前に知っていることが必要と考えられたこと、による。

²⁸ 以下に示す人数は、各調査の調査票調査の回答に関するデータクリーニング前の段階でカウントしたものであるため、それぞれの母集団は、各調査の有効回収ケースではない（それよりも若干多い）ことに注意されたい。

²⁹ 次段落で述べる、面接調査依頼対象ケースの絞込みを行った段階での返送数である。その後に、締切に後れて事務局に届いた葉書も若干あったが、それらはこの数字に含めていない。

³⁰ その内訳は、原告48名（うち、代理人付原告36名、本人訴訟原告12名）、被告29名（うち、代理人付被告15名、本人訴訟被告14名）である。

³¹ その内訳は、原告13名（うち、代理人付原告9名、本人訴訟原告4名）、被告8名（うち、代理人付被告4名、本人訴訟被告4名、）である。

³² その内訳は、原告6名（うち、代理人付原告4名、本人訴訟原告2名）、被告6名（うち、代

て実施されている。

面接は、原則として本プロジェクトの研究者メンバー2名で実施した³³。面接の実施場所は、面接協力者と協議し、協力者の希望に添うところを選定した³⁴。原則として録音することとしたが、録音に先立ち面接協力者の同意を文書でとることとし、同意が得られない場合には詳細なメモを残すに留めた³⁵。面接の長さは90分を目安とし、協力者にもその旨を述べたうえで実施したが、ケースによって長短が生じたのは当然である。なお、面接開始の直前に、調査に協力したことによって不利益を被ることはないこと、調査途中でも面接を中止する権利が協力者にあること、面接終了後にも協力者から質問ができる体制が整備されていること、などを協力者に説明するとともに、謝礼として2,000円相当のクオカードを手交した。面接実施にあたっては研究メンバーのあいだで一定の方法を共有したが、その詳細は後述する。面接後は、録音データの反訳を作成し、必要な匿名化等の整理を行ったうえで、分析の素材としている（反訳にかかわる特徴も後述）。なお、録音データの反訳は、協力者自身による内容確認を経ることとし、確認および利用への同意を得られた範囲で、分析対象とすることとした。

(b) 特徴

面接調査の特徴としては以下の点を挙げることができる。

①面接調査固有の意義の認識

最初に、同語反復気味ではあるが、本プロジェクトにおいては、調査票調査とともに、面接調査を、それ固有の意義を持つものとして位置づけ実施したこと自体が、重要な特徴となっている。先行する経験的な紛争研究は、定量的検討を主たる方法とするもの³⁶と定性的検討を主たる方法とするもの³⁷とに大きく分かれる傾向があったが、本プロジェクトにお

理人付被告3名、本人訴訟被告3名)である。

³³ ただし実際には、急な事情変更や当日の交通事情などのために、研究グループのメンバーが1名で面接を実施することになった場合が若干生じた。

³⁴ 面接調査実施者の勤務先大学を面接協力者が希望した場合も数件あった。また、興味深いことに、協力者の自宅で面接が実施されたケースはごくわずかであった。

³⁵ 録音への同意が得られなかったのは1ケースのみである。

³⁶ 定量的検討は、さらに、調査票調査への回答を主たる資料にするものと、訴訟記録や司法統計を主たる資料にするものに分かれる。CLRP やパスズ・トゥ・ジャスティス調査、紛争行動調査などは前者に当たり、また、最初は司法制度改革の過程で実施されその後も継続的に実施されている「民事訴訟利用者調査」(司法制度改革審議会 2000, 民事訴訟制度研究会編 2007, 2012, 2018 および佐藤他編 2016, 菅原他編 2010 参照)もこの系に属する(その他に、太田 1982-1985, 和田(安) 1982-1983, 日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会 1986 なども参照)。他方、Haley 1978 や六本 1983, Wollschläger 1997 などは後者の例である。なお、調査票調査の実施方法として、調査員が協力者を訪問して調査票に即して直接質問を行い回答を聴取する(そのかぎり、「面接」という形式をとる)ということがありうるが、これは、ここでいう「面接調査」とは性格が異なることに注意されたい。

³⁷ 定性的検討は、さらに、具体的方法として、面接調査、参与観察、文書資料の分析、音声資料の分析などに分けられる。日本における紛争研究との関係では、面接調査を主たる方法とするものとして六本(1971)、和田[1987](1991)など、参与観察を主たる方法とするものとして仁木(2002)など(さらに、参与間接と面接調査を併用するものとして小佐井 2004-2007 など)、文書資料の分析を行うものとして高橋(2009)など、また、音声資料の分析を行うものとして櫻村(2002)などの櫻村志郎の一連の研究など、がある。紛争研究に留まらない法社会学の領域一般における定性的分析(特にエスノメソドロジー・会話分析の方法を援用するもの)の

いては、前述のとおり、両方のアプローチがそれぞれに固有の意義を持つものと捉えたい。いくつかの具体的なケースについて、定量的検討への一つのアプローチとして調査票調査と定性的検討への一つのアプローチとして面接調査とを並行的に施した。定量的検討と定性的検討とを自覚的・意識的に併用することを通じて、どちらか一方のみでは得られない知見を獲得しようとする方法論は近時「混合研究法」(Mixed Methods Research, MMR)と呼ばれ、注目を集め始めている(日本混合研究法学会 2016, Creswell & Plano Clark 2017 など参照)が、現時点では、医療や健康科学、心理学などの領域での積み重ねは着実である一方で、法社会学・社会学における議論が活発とは言いがたい。しかし、人々のトラブル経験・紛争経験という重層的で複雑な出来事は、定量的接近・定性的接近のいずれか一方のみによつて的確に把握できるものではなく、両方を適切に、かつ統合的に活用してこそ、その全体像を十全に明らかにできるものであろう。本プロジェクトではそのような発想のもと、「混合研究法」を採用することとした³⁸。

②「拡張された語り」への志向

そのうえで、面接調査固有の意義を十分に発揮できるように、面接実施のための方法をメンバー間で予め共有することとしたのも、本面接調査の特徴の一つである。すなわち、面接実施にあたって、一方では、事前に質問項目を或る程度統一的に定めた(その意味で、この面接調査は、半構造化面接と性格づけることができる)³⁹が、他方では、それらの質問を契機にして導かれる応答は、調査票調査で得られた回答の真偽の単なる確認に留まるものではなく、むしろ、面接という一回限りの場で、面接担当者である研究者と面接協力者との間で生まれる相互行為の一場面である、ということがメンバー間で強く自覚されたのである。より具体的には、面接を担当する各研究者は、〈協力者が語るのは、客観的な事実というだけでなく、協力者によって「主観的に構成され、意味づけられた事実」でもある〉ということ意識しながら、協力者がそのような主観的構成・意味づけまで含めて積極的に語れるようにする(これを本プロジェクトでは、協力者の「拡張された語り」の獲得と表現した)ことを促すということ意識しながら、面接の実施に当たった。

③正確な反訳の作成

「拡張された語り」を面接の場で協力者から得られたとしても、それを分析に活かすためには、面接の場におけるコミュニケーション(そしてそれを取りまく相互行為)を、事後的に再現する必要がある。一般的には面接調査のデータは、反訳に際しては、読みやすさなどを考慮して相当程度整序した形にする(「ケバ取り」「整文’)ことが通常であると思

包括的なレビューとして、北村(2018)および山田(2017)も参照。

³⁸ なお、面接調査は、法使用行動調査の際にもその一環として2007年に実施されており、そのときの経験が本プロジェクトにおける面接調査の実施に結びついた面がある。

³⁹ 具体的には、トラブル・争い発生の局面にかかわる質問(「誰と、何について、トラブル・争いが起きたのか」など)、支援探索の局面にかかわる質問(「争いの過程で、他者から、どのような支援が得られたか」など)、法専門家等への相談の局面にかかわる質問(「どのような司法機関のどのような司法サービスを、どのような経緯で利用に至り、何を、何を待たか」など)、そして、事後的な回顧の局面にかかわる質問(「争いとその法的解決を振り返ってどう感じるか」など)である。なお、これらの質問は、各面接において必ずしなければならないものとして位置づけられたわけではなく、具体的な状況に応じて適宜取捨されることが初めから予定されていた。

われるが、そのように整序された反訳からは、語り手が経験に対して与えた意味づけを有意義に解釈することは困難であることが少なくない。そこで、今回の面接調査においては、各録音データの相当程度に正確な反訳を作成することとした⁴⁰。反訳の作成に当たっては、業者によって作成されたいわゆる「素起こし」を元に、面接担当者が録音データを聞き直して加筆修正するという過程を経ることとした（その反訳を、その後さらに協力者本人に確認してもらったことは前述したとおりである）。このように、面接という方法に固有の意義を意識しながら、正確な反訳の作成を面接の各ケースについて作成したことも、本面接調査の特徴の一つと言いうる。

5 むすび

日本では10年前の民事紛争全国調査において大規模な調査が実施された。この民事紛争全国調査は、「現代日本国民の間における民事の問題経験とその処理行動に関する最も包括的な、そして我が国で初めての全国的な調査」として大きな意義を有するものであった（村山「刊行にあたって」i頁）。本プロジェクトは、それから10年の間隔を経て、この間の変化を通時的・動的に把握する試みである⁴¹。また、近年顕著に進行している高齢化その他の日本社会の変容が人びとのトラブルや紛争の経験やそれへの対応行動に及ぼす影響を明らかにすることも本プロジェクトの重要なねらいである。本プロジェクトでは、さらに、それらの知見を踏まえて、社会の人びとが必要とする法的な助言や支援、解決手続を提供するシステムの構築に向けた各種の提言を導くことも目指している。これらのねらいに即した成果は、別に発表される各論攷で示されている。

〔文献〕

飯田高（2020a）「民事訴訟の当事者に対するサーベイ調査：この20年の軌跡」法と社会研究5号，111-151頁。

——（2020b）「民事訴訟記録調査の概要」社会科学研究71巻2号，5-26頁。

太田知行（1982-1985）「法律問題と市民—仙台市における実態調査—(1)～(4・完)」法学45巻6号918-940頁，46巻6号659-713頁，48巻5号707-741頁，49巻4号630-698頁。

⁴⁰ 「相当程度」とは、会話分析の方法論に基づくほどに厳密ではない（会話分析の方法論に基づく反訳を作成することは、録音データの分量の多さという点からも、事後的に協力者による確認を得る必要があるという点からも、現実的ではなかった）が、面接の場で発生した語りの応酬の詳細を知ることができる程度、を意味する。

⁴¹ ただし、本文で述べてきたように、今回の紛争経験調査では、10年前の紛争行動調査および法使用行動調査の経験やそれに基づく反省、この間の研究の進展等を踏まえてと、重要な点で調査の方法・内容に変更を加えた点がある。このため、10年前の紛争行動調査および法使用行動調査と今回の紛争経験調査の結果を単純に比較することが難しい場面もある。具体的には、各分析結果の提示の中で確認される。

檜村志郎（2002）「相談先行連鎖」青山善充・伊藤眞・高橋宏志・高見進・高田裕成・長谷部由起子編『民事訴訟法理論の新たな構築 上巻』有斐閣，163-192 頁。

檜村志郎（2010）「トラブル・支援・相談行動」檜村志郎・武士俣敦編『トラブル経験と相談行動』東京大学出版会，3-28 頁。

檜村志郎編（2008）『法使用行動調査基本報告書』特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」法使用行動調査グループ刊行。

檜村志郎・武士俣敦編（2010）『トラブル経験と相談行動（現代日本の紛争処理と民事司法 2）』東京大学出版会。

北村隆憲（2018）「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学 55 号 228-173 頁。

厚生労働省（2020）『令和 2 年版高齢社会白書』。

小佐井良太（2004-2007）「飲酒にまつわる事故と責任—ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法(1)～(3・完)」九大法学 88 号 468-310 頁，93 号 312-226 頁，94 号 350-307 頁。

佐藤岩夫（2017a）「総合法律支援制度の意義と課題」『生活協同組合研究』2017 年 4 月号，5-12 頁。

——（2017b）「ニーズ顕在化の視点から見た地域連携ネットワーク：『法的ニーズ』概念の理論的再構成をかねて」『法と実務』13 号，141-159 頁。

——（2017c）「超高齢社会における紛争経験と司法政策プロジェクト：「暮らしのなかの困りごとに関する全国調査」の実施に向けて」『中央調査報』721 号，6311-6317 頁。

佐藤岩夫・菅原郁夫・山本和彦編（2006）『利用者からみた民事訴訟—司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の 2 次分析』日本評論社。

佐藤岩夫・濱野亮編（2015）『変動期の日本の弁護士』日本評論社。

司法制度改革審議会（2000）「「民事訴訟利用者調査」報告書」司法制度改革審議会。

白波瀬佐和子（2005）『少子高齢社会のみえない格差：ジェンダー・世代・階層のゆくえ』東京大学出版会。

—— (2009) 『日本の不平等を考える：少子高齢社会の国際比較』 東京大学出版会.

白波瀬佐和子編 (2005) 『変化する社会の不平等：少子高齢化にひそむ格差』 東京大学出版会.

菅原郁夫・山本和彦・佐藤岩夫編 (2010) 『利用者が求める民事訴訟の実践—民事訴訟はどのように評価されているか』 日本評論社.

菅野和夫・仁田道夫・佐藤岩夫・水町勇一郎 (2013) 『労働審判制度の利用者調査』 有斐閣.

高橋裕 (2009) 「訴訟利用行動にかかわる諸要因—借家紛争に即して」 太田勝造・濱野亮・ダニエル・H・フット・村山眞維編 『法社会学の新世代』 有斐閣, 222-250 頁.

高橋裕 (2010) 「家族から見たトラブル：トラブルの集会的把握の視角をめぐって」 檜村志郎・武士俣敦編 『トラブル経験と相談行動 (現代日本の紛争処理と民事司法 2)』 東京大学出版会, 29-46 頁.

東京大学高齢社会総合研究機構編 (2017) 『東大がつくった高齢社会の教科書：長寿時代の人生設計と社会創造』 東京大学出版会.

仁木恒夫 (2002) 『少額訴訟の対話過程』 信山社.

日本混合研究法学会監修 (抱井尚子・成田慶一編) (2016) 『混合研究法への誘い—質的・量的研究を統合する新しい実践研究アプローチ』 遠見書房.

日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会 (1986) 『市民と法律問題—日常の問題処理の実情』 1986 年.

橋場典子 (2015) 「Access to Justice 研究の経緯と発展」 『法と社会研究』 1 号, 203-225 頁.

樋口範雄 (2015) 『超高齢社会の法律, 何が問題なのか』 朝日新聞出版.

フット, ダニエル・太田勝造編 (2010) 『裁判経験と訴訟行動 (現代日本の紛争処理と民事司法 3)』 東京大学出版会.

紛争経験調査班 (2021 [近刊]) 『紛争経験調査基本集計書』 超高齢社会における紛争経験と司法政策」 プロジェクト・紛争経験調査班刊行.

松村良之・村山眞維編（2010）『法意識と紛争行動（現代日本の紛争処理と民事司法 1）』東京大学出版会.

民事訴訟制度研究会編（2007）『民事訴訟利用者調査 2006 年』商事法務.

民事訴訟制度研究会編（2012）『民事訴訟利用者調査 2011 年』商事法務.

民事訴訟制度研究会編（2018）『民事訴訟利用者調査 2016 年』商事法務.

村山眞維（2010a）「刊行にあたって」松村良之・村山眞維編『法意識と紛争行動』東京大学出版会, i - iii 頁.

——（2010b）「問題経験と問題処理過程」松村良之・村山眞維編『法意識と紛争行動』東京大学出版会, 93-118 頁.

村山眞維・松村良之編（2006）『紛争行動調査基本集計書』有斐閣学術センター.

山口絢（2020）『高齢者のための法的支援：法律相談へのアクセスと専門機関の役割』東京大学出版会.

山田恵子（2017）「エスノメソドロジー・会話分析は《法》をどう見るのか」法社会学 83 号 132-141 頁.

六本佳平（1971）『民事紛争の法的解決』岩波書店.

六本佳平（1983）「医療事故訴訟事件の特質と処理パターン」唄孝一編『医療と法と倫理』岩波書店, 210-315 頁.

和田安弘（1983-1984）「日常の中の紛争処理」都立大学法学会雑誌 24 巻 2 号 1-73 頁, 25 巻 1 号 41-122 頁.

和田仁孝 [1987]（1991）「正当事由紛争の特質と訴訟過程—手続過程からみた調整紛争化と合意型処理」, 和田仁孝『民事紛争交渉過程論』信山社, 199-254 頁.

AGE Concern（2007）, *Civil and Social Justice Needs in Later Life*, AGE Concern.

Coumarelos, Christine, et al.（2012）, *Legal Australia-Wide Survey: Legal Need in Australia*, Sydney: Law and Justice Foundation of New South Wales.

Creswell, John W., Vicki L. Plano Clark（2017）*Designing and Conducting Mixed Methods*

Research, 3rd Ed., SAGE (初版の邦訳として, J. W. クレスウェル, V. L. プラノ ク
ラーク『人間科学のための混合研究法—質的・量的アプローチをつなぐ研究デザイン』(大
谷順子訳) 北大路書房).

Ellison, Sarah, et al. (2004) , *Access to Justice and Legal Needs: The Legal Needs
of Older People in NSW*, Sydney: Law and Justice Foundation of New South Wales.

Felstiner, William L. F. et al. (1980-81) “The Emergence and Transformation of
Disputes: Naming, Blaming, Claiming...,” 15 *Law and Society Review* 631-654.

Genn, Hazel, Nigel J. Balmer, Rebecca L. Sandefur (1999) , *Paths to Justice: What
People Do and Think About Going to Law*, Oxford: Hart Publishing.

Genn, Hazel, and Alan Paterson (2001) *Paths to Justice Scotland: What People in
Scotland Think and Do About Going to Law*, Oxford: Hart Publishing.

Haley, John Owen (1978) “The Myth of the Reluctant Litigant,” 4 *Journal of Japanese
Studies* 359-390 (ジョン・O・ヘイリー, 「裁判嫌いの神話 (上) (下)」(加藤新太郎訳)
判例時報 902 号 14-22 頁, 907 号 13-20 頁 (1978-1979 年)).

Miller, Richard E., and Austin Sarat (1980-1981) “Grievances, Claims, and Disputes:
Assessing the Adversary Culture,” 15 *Law and Society Review* 525-566.

OECD/ Open Society Foundations (2019) *Legal Needs Surveys and Access to Justice*, OECD
Publishing.

Pleasance, Pascoe (2006) *Causes of Action: Civil Law and Social Justice*, 2nd Ed.,
Norwich: TSO.

Pleasance et al. (2013) *Paths to Justice: A Past, Present and Future Roadmap*, UCL
Centre for Empirical Legal Studies.

Velthoven, Ben C.J. van, and Marijke ter Voert (2004) *Paths to Justice in the
Netherlands: Looking For Signs of Social Exclusion*, Research Memorandum of Department
of Economics of the Leiden University.

Wollschläger, Christian (1997) “Historical Trends of Civil Litigation in Japan,
Arizona, Sweden, and Germany: Japanese Legal Culture in the Light of Judicial
Statistics,” Harald Baum (ed.) *Japan: Economic Success and Legal System*, Walter de
Gruyter, S. 89-142 (クリスチャン・ヴォルシュレーガー「民事訴訟の比較歴史分析—司法

統計からみた日本の法文化（一）（二・完）」（佐藤岩夫訳）大阪市立大学法学雑誌 48 卷 2 号 62-100 頁，48 卷 3 号 25-70 頁（2001 年）.